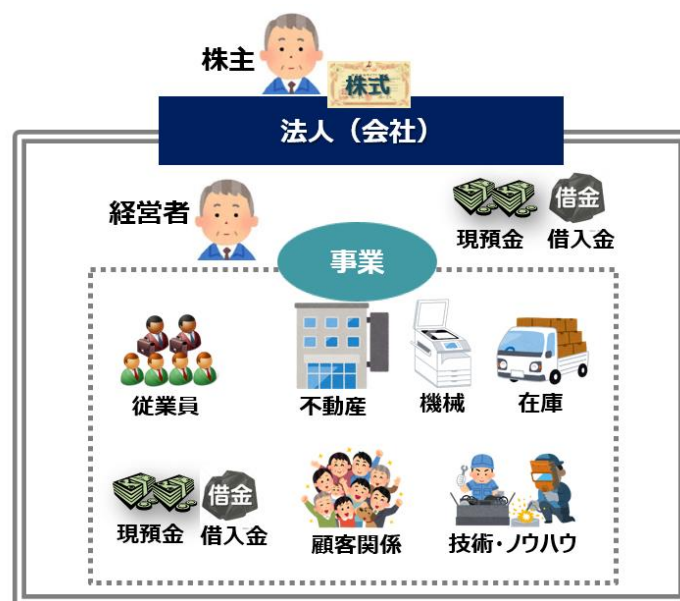


# 2024年7月 事業承継支援コンサルティング研究会 事例問題

## 【テーマ】承継する経営資源と承継しない経営資源の区別

### 問題

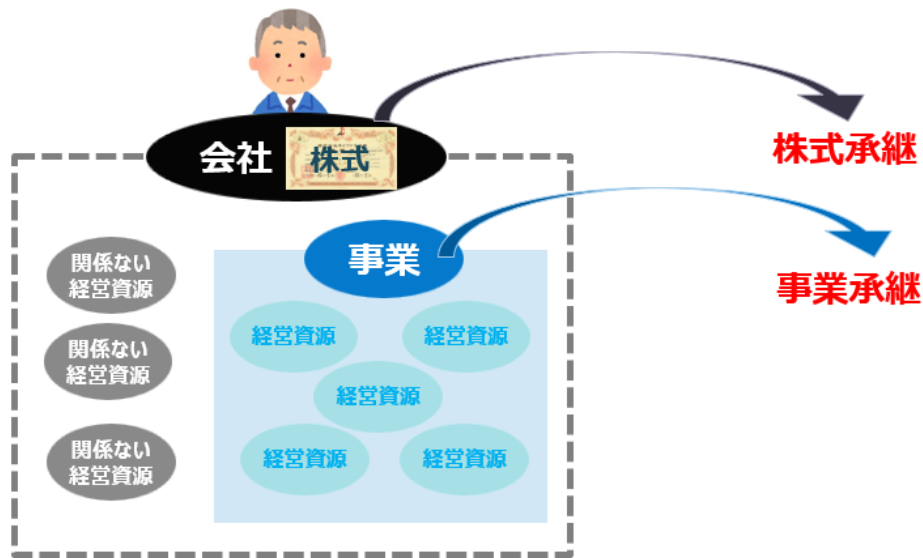
この経営者が事業を直接所有する形態は「個人事業」ですが、事業を法人という箱に入れてパッケージ化し、間接所有する形態があります。これが「法人（会社）」です。



事業承継するための方法として、事業だけの承継、法人（会社）の承継、いずれを選んでも構いません。組み合わせられた経営資源のセットを、壊さずに後継者へ承継できればよいのです。

事業を法人（会社）でパッケージ化している場合、その経営者は株主となっています。ここでの事業承継には注意が必要です。なぜなら、承継すべき経営資源だけでなく、承継すべきではない経営資源までが法人という箱に入ってパッケージ化されているからです。

親族内承継であれば、法人を丸ごと承継しても問題ないでしょう。しかし、従業員や第三者承継において、承継すべきではない経営資源が含まれている場合、承継すべき経営資源を選択しなければいけません。

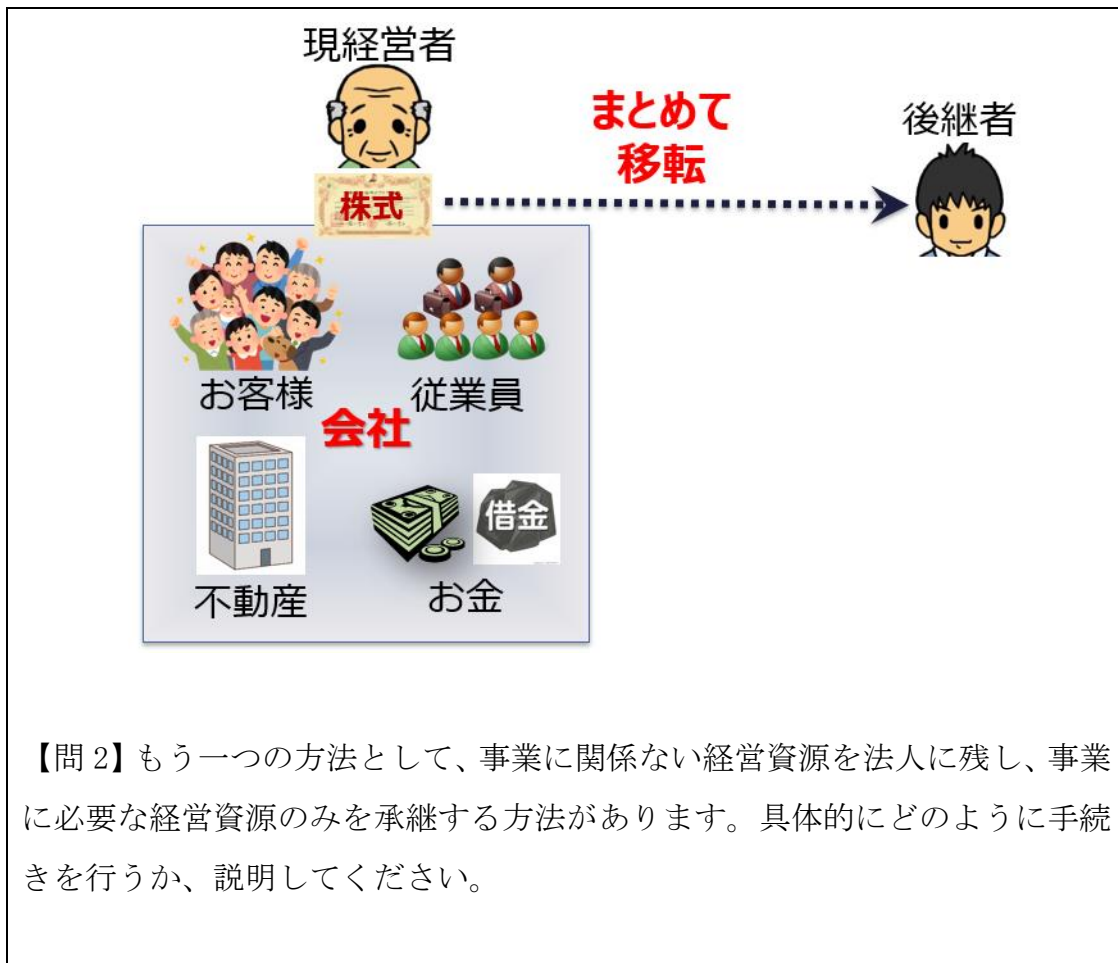


【問1】 承継すべきではない経営資源の具体例を挙げてください。

従業員や第三者承継を検討する場合、事業に関係のない経営資源を除外して、必要な経営資源のみ承継できるような手続きをとります。実務でよく採用されるのは以下の2つのスキームです。

一つは、事業承継を行う前に、事業に関係のない経営資源や借入金を、法人から経営者個人に移しておく方法です。余剰資金を移す方法には、役員報酬や退職金の支払い、剰余金の分配（配当金、自社株買い）があります。また、借入金を移す方法とは、経営者個人が法人の新株発行を引受けて資金を払込み、その資金で借入金を返済することです。

この方法によって、承継すべきではない経営資源が消えてしまえば、法人（会社）というパッケージの中は、最低限必要な経営資源だけが含まれた状態になります。結果として、事業承継の手続きとして、「株式譲渡」を選択することができるようになります。



【問2】もう一つの方法として、事業に関係ない経営資源を法人に残し、事業に必要な経営資源のみを承継する方法があります。具体的にどのように手続きを行うか、説明してください。